

神奈川県児童相談所

『かながわ』委託費ハンドブック

里親委託にかかる措置費の請求方法

神奈川県児童相談所 里親担当者会議 作成

2026年4月 改訂

はじめに

このハンドブックは、里親の皆さんへ委託費をお支払いするまでの流れや請求の手続きについてまとめています。

令和4年度の国の交付要綱を基に作成していますが、単価は毎年度改正が行われるため単価は入れていませんので、改正があった時に、別途単価一覧表をお渡しします。また、その他の改正があった場合も、追加や修正があった部分について、差し替えをお願いします。

また、医療費の請求については、「里親養育ハンドブック」に説明がありますので、あわせてご確認ください。

書類の書き方や請求の仕方で分からないことがあった場合は、各児童相談所の里親担当へ問合せください。

なお、請求の様式とハンドブックは、神奈川県中央児童相談所のホームページにも掲載しています。様式はこちらからダウンロードしてお使いください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/w6j/jisou/satooya.html>



里親担当者会議 委託費ハンドブック作成チーム

目 次

1 委託費について	P 3
2 委託費請求の流れ	P 4
3 委託費一覧	
(1) 全員にお支払いする費目	P 5
(2) 就学前	P 7
(3) 小学生・中学生・特別支援学校高等部	P 10
(4) 高校生	P 13
(5) 義務教育を終了した上記以外の児童	P 17

<添付資料>

- ・ 里親委託費単価表 (年度)
- ・ 教材費の振り分け表

1 委託費について

委託を受けると、児童福祉法の規定に基づき子どもの養育に必要な措置費（委託費）が支払われます。

手続きが必要ない費目もありますが、年齢や費目ごとに、請求書、証明書や添付書類等（2 委託費一覧を参照）の提出が必要です。提出がない場合はお支払いすることができませんので、請求漏れがないようにお願いします。

また、措置費の請求はその年度に行う必要があるため、3月分の請求（4月5日が提出期限）が最後の提出となりますので、ご注意ください。

【留意事項】

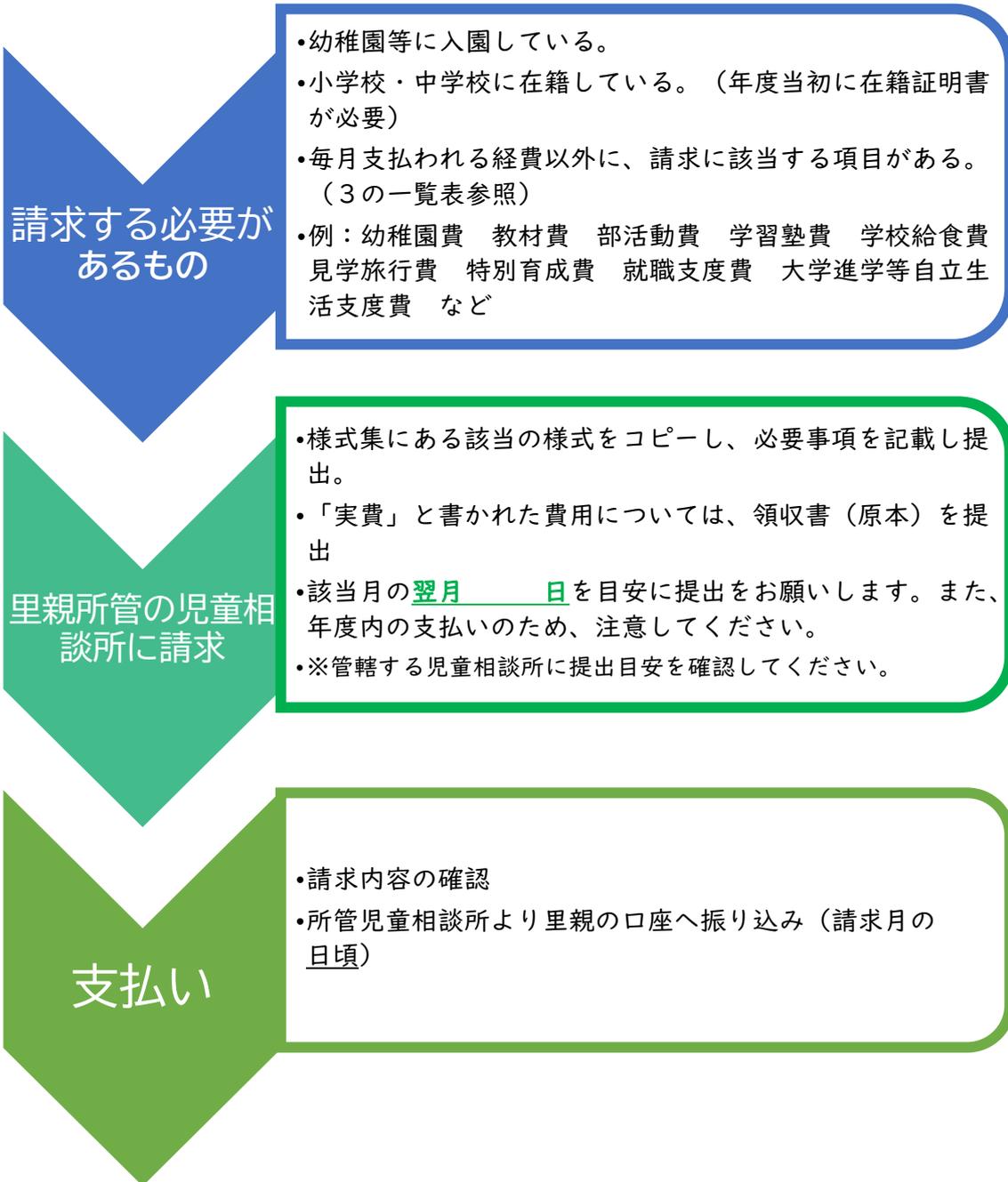
○請求書類の押印は、不要です。

○里親に委託されている子どもは、所得税法上の扶養控除の対象となる場合があります（令和7年度現在は16歳以上）。手続きには児童相談所が発行する「委託証明書」が必要になります。また、実親が扶養控除の対象としている場合など適用にならない場合もありますので、あらかじめ児童相談所にご確認ください。

○委託費（一般生活費等及び里親手当の合計額）は、雑所得で課税対象となります（平成24年12月26日付 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課事務連絡「児童福祉法の規定に基づき里親及びファミリーホーム事業者が支弁を受ける措置費等の課税上の問い扱いについて」）。ただし必要経費を差し引いた結果、残額が生じない場合には、課税対象にはなりません。

2 委託費請求の流れ

請求が必要な費目と請求の流れについて、説明します。



3 委託費一覧

(1) 全員にお支払いする費目

◇ 国の基準(全国一律) 国と県でお支払いするもの

費目	対象	概要	必要な書類
里親手当	養育里親 専門里親 ※親族里親・養子縁組里親は対象外	その児童に係る委託手当 児童相談所への連絡経費、里親会への参加、研修や勉強会、里親の行事への参加費（交通費を含む）、家族レクリエーションに係る費用等	不要
受託支度費	全員	新たに委託された際に必要な経費（児童一人当たり）の実費 布団・洗面具等 マッチングや見学等から委託後1ヶ月までに購入したものの実費	領収書 受託支度費明細書（参考様式）
一般生活費	全員	日常生活に必要な経常的諸経費 月途中の措置・解除は日割り計算	不要
期末一時扶助費	12月初日に委託されている児童	年末における被服等の購入費	不要
冷暖房費	各月初日に委託されている児童	児童の冷暖房費	不要
葬祭費		死亡児童の葬祭に要した費用	葬祭費証明書（15号様式）
里親委託児童通院費	障害や重篤な虐待による心理的ケアなど定期的な通院が必要な児童。 医療機関の他、障害児通所支援を受ける場合が対象。	児童が通院する際に必要な経費。 通院費とは自家用車のガソリン代など燃料費及び公共交通機関の利用（障害児通所支援に限る） 公共交通機関による医療機関への通院は、「医療費」で支給される。 子ども家庭課への申請が必要。 医師の意見書でも可。	・移送（通院）経費内訳書（医療様式6号） ・請求書 ・通院の実績を確認できる書類

視力矯正費	全員	日常生活を営む上で必要な視力矯正のための眼鏡・コンタクトを購入する場合にかかる経費の実費(ただし、伊達メガネ、視力矯正のないコンタクトは除く)	視力矯正費(第25号様式) 領収書
予防接種費	全員	予防接種を受ける場合の接種にかかる実費 ※別に定める予防接種 ・予防接種法(昭和23年法律第68号)に規定するA類疾病を予防するための予防接種 ・ロタウィルス ・破傷風トキソイド ・RSウイルス感染症 ・流行性耳下腺炎	領収書
防災対策費	全員	防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入等、総合的な防災対策の充実に係る実費 原則持ち運びができるもの 里子にかかる費用。設備、工事にかかる費用は認められない。	領収書

※インフルエンザ予防接種は、県子ども家庭課あての請求となります。

◆ 神奈川県で加算しているもの

費目	対象	概要	必要な書類
一般生活費加算	全員	月途中の措置・解除の場合は日割り計算。	不要
被虐待児受入加算	発達障害児(知的障害及び身体障害を含む)の診断がある児童	発達障害児は医師の診断書、知的障害児の場合は児童相談所の判定、身体障害児の場合は障害児手帳の保持により認定	不要
行事参加交通費	全員	里親大会、里親行事等の行事に参加する児童の交通費の実費 ※公共交通機関の使用かつ県内での行事に限る。その他制	行事参加交通費 支払明細書 (14号様式)

		度による補助がある場合には 控除	
--	--	---------------------	--

(2) 就学前

◇ 国の基準（全国一律）

国と県でお支払いするもの

費目	概要	必要な書類
幼稚園・保育所費	幼稚園及び子ども・子育て支援法第19条第1号から第3号までに該当する児童として、法第20条第1項の給付認定を受けたお子さんが利用する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所、特例保育を提供する施設、企業主働型保育事業所、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱに限る）を行う施設及び施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の就園に必要な入学金、保育料、制服、延長保育料等の実費（寄付金は除く） *施設等利用給付費の支給がある場合には、その額を控除した額	幼稚園就園経費証明書 (18号の2様式)

⇒1号認定（教育標準時間認定）

お子さんが満3歳以上で、保育を必要とする事由に該当せず幼稚園等で教育を希望する場合

○主な利用先 幼稚園、認定こども園

2号認定（満3歳以上保育認定）

お子さんが満3歳以上で、保護者の就労や疾病などにより、保育所等を希望する場合

○主な利用先 保育園、認定こども園

3号認定（満3歳未満保育認定）

お子さんが満3歳以上で、保護者の就労や疾病などにより、保育所等を希望する場合

○主な利用先 保育園、認定こども園、地域型保育事業所

※ おやつ代、おむつ代は請求書又は通知（お知らせ）等の添付が必要になります。詳しくは児童相談所里親担当者にお問い合わせください。

☆保育園を利用する場合の取扱いについて

令和7年12月15日 「里親又はファミリーホームに委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」

1 里親又はファミリーホームに委託されている児童が保育所へ入所する場合の取扱いについて

ア 取扱い

里親（略）の就労等により里親（略）に委託されている児童の保育の必要性が生じた場合において、当該児童の最善の利益の観点から、当該里親（略）への委託を継続することが適切と認められる場合には、当該児童につき、里親（略）に委託されていることが、保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に定める特定教育・保育施設（幼稚園を除く）及び特定地域型保育事業を行う事業所をいう。以下同じ）へ入所することを妨げないものとする。

児童を既に就労等している里親又はファミリーホームに委託することが、当該児童の最善の利益に適うと認められる場合についても、同様の取扱いであること。

イ （略）

ウ 費用の徴収

② 保育所入所に係る費用徴収

徴収を免除する。

☆障害児通所支援を受ける場合の取扱いについて

令和7年12月15日 「里親又はファミリーホームに委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」

2 里親又はファミリーホームに委託されている児童が障害児通所支援を受ける場合の取扱いについて

ア 取扱い

児童が里親（略）に委託されており、障害児通所支援を受けることが必要と認められる場合は、里親については「里親制度の運営について」（平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「里親制度運営要綱」という。）第5の1の(1)のクにより、障害児通所支援を受けさせることができることとされているところであるが、その取扱いについては、下記に留意するとともにファミリーホームについても同様の取扱いとされたい。

本取扱いを行うに際しては、

- ① 児童相談所は、障害児通所支援の必要性や心身の状況、日常生活全般の状況等の評価を通じて、生活全般の解決すべき課題や必要な支援内容等について自立支援計画上に位置づけること（自立支援計画の見直し）。
- ② 児童相談所は見直した自立支援計画について、里親又はファミリーホーム、市町村（親権を行う者が所在する市町村を原則とする。以下同じ。）等の障害児支援の担当者を招集して行う会議の開催等により、内容を共有すること。
- ③ 市町村は、関係者間で共有された自立支援計画を勘案して、障害児通所支援の提供の委託の可否を判断すること。
- ④ 既に障害児通所支援を受けている児童が里親又はファミリーホームへ委託される場合についても、上記①から③と同様の取扱いであること。

イ （略）

ウ 費用の徴収

② 障害児通所支援に係る費用徴収

徴収を免除する。

幼稚園、認定こども園のプレ保育には、費用はできません。

幼稚園、認定こども園、保育園に在籍のないお子さんの一時保育、預かり保育の費用はできません。

ファミリーサポートは利用できますが、費用は出ません。

(3) 小学生・中学生・特別支援学校高等部

◇ 国の基準（全国一律）

国と県でお支払いするもの

費目	対象	概要	必要な書類
教育費一般	小学生 中学生 特別支援学校高等部在籍者	その児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む）に必要な学用品費や体操服、学級費、PTA会費等国の教材費、県加算の学校外活動費加算で対応できないもの <u>定額</u>	在学証明書（5号様式） 学校備え付けのものでも可
教材費		教科書に準ずる正規の教材として、学級の全児童が必ず購入することになっている副読本的図書、ワークブック、和洋辞書及び正規授業である特別活動のうち、クラブ活動において当該クラブの全児童が購入することになっている用具類など実費 図工で用いる絵の具、家庭科で用いる裁縫道具、習字セットも対象とする。 ※教材費の振り分け表 参照	教科書及び教科書に準じる正規の教材の購入証明書（7号様式）
通学交通費		最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の定期乗車券（ない場合はこれに準ずるもの）の実費の合計 自転車通学にかかる費用。学校の許可を受けた自転車の購入費用。 原則夏休み期間の支払いはできないが、部活動等で毎日登校するような場合には、内容により判断する。	通学証明書（8号様式） 定期券の写し（経路・金額の表示）に里親が署名捺印したものでも可
部活動費		部活動に必要な最低限度の道具代、遠征費等の社会通念上常識の範囲内での実費。	部活動証明書（21号様式）
学習塾費	中学生	学習塾に必要な授業料（月謝）、講習会費等の社会通念上常識の範囲内での実費。	学習塾費内訳書（22号様式） 領収書に署名、捺印

		通信教育等に必要経費 (オンラインによる学習塾、タブレット端末による通信講座、その他紙媒体による通信講座など)について支弁できる。 ※小学生の塾代は神奈川県を加算の学校外活動費参照	口座振替等で領収書の無い場合は金額が分かるもの(パンフレット等)及び引き落とし口座の通帳の該当箇所の写しに署名捺印したもの
その他 特別支援学校高等部入学時加算	特別支援学校入学時	特別支援学校高等部に入学に必要な学用品等の購入のための経費 <u>定額</u>	在学証明書 (5号様式) 学校備え付けのものでも可
その他 資格取得等加算	特別支援学校高等部3年生	自立(就職又は進学)に役立つ資格取得または講習等の受講をするための経費(1回限り) ※3年生以外であっても適当と判断されれば支払いは可能 <u>定額</u>	子ども家庭課に申請が必要 「資格取得等特別加算申請及び報告書」 資格取得が分かるもの(領収書・パンフレット等 領収書の写しに署名捺印したもの)
学校給食費	小学生 中学生 特別支援学校高等部在籍者	学校給食費として徴収される実費	学校給食費証明書 (9号様式)
見学旅行費	小学校6年生 中学校3年生 特別支援学校高等部3年生 ※学年は特定しない	見学旅行(修学旅行)に直接必要な交通費、宿泊費等 ※繰り上げ実施の場合は確認できれば支払い可能 <u>定額</u>	修学旅行・夏季等行事参加証明書 (10号様式)
入進学支度金	小学校1年生 中学校1年生	入進学に必要な学用品等の購入費 <u>定額</u>	在学証明書 (5号様式) 教育費と兼用可
夏季等特別行事費	小学生 中学生	学校又は教育委員会が当該学年の児童・生徒を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校、スキー教室等の行事(授業の一環)に参加するために必要な経費。 <u>定額</u> おこづかいは対象外。	修学旅行・夏季等行事参加証明書 (10号様式)

補習費 (特別育成費)	個別支援を受ける中学生	集団学習になじむことが困難である中学生に対し、家庭教師等を招き個別支援学習を行う方法等により実施した場合の実費 (上限あり/ 家庭教師を始めた月からの月額を年度合算可)	補習費(特別保護単価) 証明書
学習指導費	小学生 中学生	学習習慣が身につけていないなどによる学業に遅れのある小学生及び高校等受験を目指すための副教材等の準備及び講師による指導等 <u>定額</u>	不要

◆ 神奈川県で加算しているもの

費目	対象	概要	必要な書類
教材費等加算	小・中学校 特別支援学校 高等部	(1)の国の教材費に当たらない教材や社会見学費用、遠足代、卒業アルバム代等の実費とする。ただし、「学級の全児童が必ず購入することになっている」こと及び「学校長が指定する」(学校からの証明書がある)ものであることを要件とする。※教材費振り分け表参照	教科書及び教科書に準じる正規の教材の購入証明書(7号様式)
学校外活動費加算	小・中学校 特別支援学校 高等部	措置費の支弁対象になっていない、学校外での活動に係る諸経費の実費(上限あり)。(地域のサッカークラブ、体操クラブ、剣道、お絵かき教室、ピアノ教室等。個人で参加するスポーツ大会、教会宿泊キャンプ等単発のものも対象。道具類。)小学生の塾代。 学童保育・放課後デイサービスの費用(上限あり)	学校外活動費加算証明書(県加算分) (第23号様式)

(4) 高校生

◇ 国の基準 (全国一律)

国と県でお支払いするもの

費目		対象	概要	必要な書類
見学旅行費		高校3年 ※学年は特定しない	見学旅行(修学旅行)に直接必要な交通費、宿泊費等 ※繰り上げ実施の場合は確認できれば支払い可能 <u>定額</u>	修学旅行・夏季等行事参加証明書 (10号様式)
特別育成費	一般 国公立 私立	高等学校に在学しているもの 高等専門学校(ただし、入学時より3年を経過するまで)、専修学校(ただし高等課程に限る)及び各種学校	高校在学中における教育に必要な経費(授業料、クラブ費等の学校納付金・教科書代、学用品代等)の実費 大学等の受験料および旅費(上限あり)	高等学校在学証明書(6号様式)もしくは学校備え付けの在学証明書 特別育成費(算式1)参考様式
	通学交通費		通学のための交通費 最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の、その通学定期代(新幹線、座席指定等の費用は除く)。学校の許可を受けた自転車の購入費用。	児童の名前のある定期券等の写しに署名したものと ICカードの利用履歴(原本)に署名
	入学	高校1年生	高校入学に必要な教科書、学用品費・制服等をそろえるための経費の実費(上限あり)	高等学校在学証明書(6号様式)一般と兼用可
	資格取得等特別加算	高校3年生(3年生以外に支弁が適当と判断される場合は支弁可能)	自立支援・就職又は進学に役立つ資格取得または講習等の受講をするための経費の実費。複数受講の合算も可。 (上限あり) (同一児童に重複支給不可)	資格取得定額を超えた場合は、一般から請求可能。(ただし、費目ごとに振り分けるがありません。)等特別加算申請書報告書 <u>子ども家庭課に別途申請が必要(児相が手続き)</u>
	補習費	学習塾等を利用する高校生	学習塾などを利用した際に係る通塾費用等にかかる経	補習費証明書

			費の実費（上限あり 塾を始めた月からの月額を年度合算可） 通信教育等に必要な経費（オンラインによる学習塾、タブレット端末による通信講座、その他紙媒体による通信講座など）について支弁できる。	
	補習費	個別学習支援を受ける高校生	集団学習になじむことが困難であると考えられる高校生に対し、家庭教師等を施設に招き個別学習支援を実施した月からの経費の実費（上限あり/通塾期間×月額で年度合算可）	補習費（特別単価） 証明書
	大学等受験費	高等学校等に在籍している児童	大学等受験費の実費を合算した額（上限あり）	金額が分かる書類、 支払ったことが分かる書類
就職支度費		就職するためその措置が解除される児童	児童の就職に際し、必要な寝具類、被服等の購入費 入所措置が解除される日の属する月に現物給付の方法で支給する。（1回限り） 正規雇用以外でも支弁できる。	就職証明書等 就職先で発行する辞令書の写し等で可
	特別基準（加算）	(1)保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童等 (2)保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するために必要な経済的援	児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	<u>子ども家庭課に別途申請が必要（児相が手続き）</u> 就職支度費特別基準申請書 就職支度費特別基準支給報告書

		助が見込まれない児童		
大学進学等自立生活支度費		大学等へ進学するためその措置が解除される児童	大学等への進学に際し、必要な学用品、参考図書類の購入費 入所措置が解除される日の属する月に現物給付の方法で支給する。 ※日中に就業し、かつ夜間大学等へ就学するための措置が解除となる児童等、就職支度費及び大学進学等自立支援生活支度費の双方の対象となる児童については、特別基準分を除き、併給して差し支えない。	合格通知書等
	特別基準 (加算)	(1)保護者のいない(死亡あるいは行方不明)児童等 (2)保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するために必要な経済的援助が見込まれない児童	児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	子ども家庭課に別途申請が必要 (児相が手続き) 大学進学等自立生活支度費特別基準申請書 大学進学等自立生活支度費特別基準報告書

◆ 神奈川県で加算しているもの

費目	対象	概要	必要な書類
特別育成費加算	私立高校等	私立高等学校の入学納付金（入学金、設備費も含む、寄付金は除く）実費 ※私立学校生徒学費軽減事業による補助金 入学金軽減分は控除	私立高校等入学時納付金証明書 （19号様式）
学校外活動費加算	高等学校	措置費の支弁対象になっていない、学校外での活動に係る諸経費をお支払いします。（上限あり）	学校外活動費加算証明書（県加算分） （第23号様式）
運転免許取得費加算		免許取得にかかる実費。資格取得等特別加算費の支弁がある場合、またはその他制度による運転免許取得費の支援がある場合はその額を控除 *運転免許取得の結果報告が必要	運転免許取得費加算証明書 （20号様式） 領収書等支払い結果が分かる書類 報告（免許の写）

(5) 義務教育を終了した上記以外の児童

◇ 国の基準（全国一律）

国と県でお支払いするもの

費目		対象	概要	必要な書類
特別育成費	資格取得等特別加算	高校3年生相当の年齢の児童（3年生以外に支弁が適当と判断される場合は支弁可能）	就職又は進学に役立つ資格取得または講習等の受講をするための経費の実費（上限あり） （同一児童に重複支給不可）	資格取得等特別加算申請書報告書
職業補導費			義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの (1)交通費 (2)教科書代等	通学費・職業補導費証明書（8号様式）
就職支度費		就職するためその措置が解除される児童	児童の就職に際し、必要な寝具類、被服等の購入費 入所措置が解除される日の属する月に現物給付の方法で支給する。（1回限り）正規雇用以外でも支弁できる。	採用証明書等
	特別基準（加算）	(1)保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童等 (2)保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するために必要な経済的援助が見込まれない児童	児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	子ども家庭課に別途申請が必要 就職支度費特別基準申請書 就職支度費特別基準支給報告書
大学進学等自立生活支度費		大学等へ進学するためその措置が解除される児童	大学等への進学に際し、必要な学用品、参考図書類の購入費	合格通知書等

			<p>入所措置が解除される日の属する月に現物給付の方法で支給する。</p> <p>※日中に就業し、かつ夜間大学等へ就学するための措置が解除となる児童等、就職支度費及び大学進学等自立支援生活支度費の双方の対象となる児童については、特別基準分を除き、併給して差し支えない。</p>	
特別基準 (加算)	<p>(1)保護者のいない(死亡あるいは行方不明)児童等</p> <p>(2)保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するために必要な経済的援助が見込まれない児童</p>	児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	<p>子ども家庭課に別途申請が必要</p> <p>大学進学等自立生活支度費特別基準申請書</p> <p>大学進学等自立生活支度費特別基準報告書</p>	

◆神奈川県で加算しているもの

費目	概要	必要な書類
運転免許取得費加算	<p>免許取得にかかる実費。資格取得等特別加算日の支弁がある場合、またはその他制度による運転免許取得費の支援がある場合はその額を控除</p> <p>*<u>運転免許取得の結果報告が必要</u></p>	<p>運転免許取得費加算証明書(20号様式)</p> <p>領収書等支払い結果が分かる書類</p> <p>報告(免許の写し)</p>